

大規模災害時の災害廃棄物処理等の協力要請対応マニュアル

(一社) 鳥取県産業資源循環協会

趣旨

第1条 この規程は、鳥取県と鳥取県産業資源循環協会（旧産業廃棄物協会）が、平成18年10月27日に締結した協定書を元に、鳥取県内の災害廃棄物処理などの災害復旧に協力するための必要事項を定める。

定義

第2条 この規程において「災害廃棄物」とは、地震、水浸、土砂災害、気象災害等に伴い発生した木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等および廃家電、廃建材、家具・布団・衣類・畳など家庭片付由来の粗大ごみ、搬出土砂等の緊急に処理することが必要な廃棄物（し尿を除く）をいう。

協力要請および対応事業

- 第3条 1 災害復旧に対する協力要請は、市町村からの要請に基づいて、鳥取県から鳥取県産業資源循環協会に文書で通知される。通知される事項は、次の各号である。
- (1) 市町村名
 - (2) 協力内容
 - (3) その他 必要な事項
- 2 鳥取県産業資源循環協会は要請通知を受け、別に定める「災害廃棄物処理の体制」（第7条）に基づき、鳥取県産業資源循環協会役員及び会員に協力の要請があった旨を通知する。
- 3 鳥取県産業資源循環協会役員は、別に定める「災害廃棄物処理の体制」に基づき、鳥取県産業資源循環協会会員に協力の準備要請を行うと共に、当該市町村との協議を行う。
- 4 災害復旧に対する協力要請に応じて、鳥取県産業資源循環協会会員が対応する事業は、次の各号である。協力する会員は、各々専門性を活かし、2次災害に十分に留意するとともに、周囲の生活環境に配慮しながら安全最優先に作業に当たるものとする。
- (1) 災害廃棄物の撤去
 - (2) 災害廃棄物の収集運搬
 - (3) 災害廃棄物の処分
 - (4) 前 各号に伴う必要な事項

報告

第4条 鳥取県産業資源循環協会会員が対応した事業の実績は、次の各号に掲げる事項を文書で、鳥取県産業資源循環協会に報告する。

文書は、別に定める「災害廃棄物処理の体制」に基づき、各グループでとりまとめ、鳥取県産業資源循環協会へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他 必要な事項

費用負担および損失補償

第5条 1 第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、鳥取県産業資源循環協会と当該市町村とで協議の上決定する。また、同上災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷し、または疾病にかかった場合の損失補償については、鳥取県産業資源循環協会と当該市町村が協議するものとする。

2 当該市町村と鳥取県産業資源循環協会は、災害支援協力要請に対応する鳥取県産業資源循環協会会員の安全確保および損害補償について、当該市町村を中心とした保険加入などの最善の諸対策が存在することを必ず担保すること。

連絡体制および情報共有

第6条 1 この規定が円滑に機能するように鳥取県産業資源循環協会は各支部に連絡窓口を設けるとともに「災害廃棄物処理の体制」（第7条）を定める。連絡窓口は、協会事務局が行い、主として以下の機能を行うこととする。

- 2 鳥取県産業資源循環協会からの情報を遅滞なく、各支部会員に伝達する。
- 3 各支部会員からの報告・連絡事項を遅滞なく、鳥取県産業資源循環協会に伝達する。

災害廃棄物処理の体制

第7条 1 鳥取県産業資源循環協会における災害廃棄物処理の体制を定める。

2 鳥取県産業資源循環協会会員の専門性によるグループ分けを行う。（平常時）
但し、本規程作成の必要上、平常時のグループ分けを行う。

3 グループ分けは、協力要請事案の場所、規模、内容により、臨機に変更して運用する。（緊急時）

4 グループ分けは、対応する事業に応じた次の各号のグループとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 災害廃棄物の撤去 | グループ1 |
| (2) 災害廃棄物の収集運搬 | グループ2 |
| (3) 災害廃棄物の処分 | グループ3 |

5 各グループ分けの運用及び取りまとめは、鳥取県産業資源循環協会役員が行う。

付記 この規程は、鳥取県産業資源循環協会理事会で、作成した。
初版 2020年 12月 1日

災害廃棄物処理の体制

別紙 1

「災害廃棄物処理の流れ」

